

提供日 2026/06/18  
タイトル 静西教育事務所における住民税の納付遅延  
担当 教育委員会 義務教育課  
連絡先 企画・免許班  
TEL 054-221-3140



静西教育事務所において、管内小中学校教職員に係る令和8年4月分の住民税が法定納期限後の納付となり、延滞金の追加納付が発生した。  
所内で再発防止策を講じるとともに、教育部の各所属及び各県立学校に今回の事案を共有し、注意喚起を図る。

### 1 住民税の概要

区分	内容
令和8年4月分の住民税	・対象人数:3,980人(令和8年3月退職者分も含む) ・納付税額:114,587,800円 ・納付先市町村:49市町村(県内28市町、県外21市町村)
延滞金	・延滞金額:84,700円 ・納付先市町:13市町(全て県内) ・納付処理:市町からの納付書により納付

### 2 発生原因等

- ・担当者がeLTAX(地方税ポータルシステム)による電子納税処理において、データ送信を失念したことにより、納税額が未払いとなった(静西教育事務所資金前渡者口座からの出金が未完了)。
- ・給与支給日に静西教育事務所資金前渡者口座の記帳により、住民税が未払いであることが発覚し、即日、法定納期限より10日遅れでeLTAXにより電子納付した。
- ・延滞金は、今後、該当市町からの納付書により納付する。

### 3 再発防止に向けた対応

- ・静西教育事務所内において、再発防止策(業務の可視化、ダブルチェックの厳格化、情報共有の迅速化等)を周知徹底する。
- ・教育部の各所属及び各県立学校に対し、適切な会計処理及び確実なチェック体制の構築を行うよう注意喚起を図る。